



今回は、3月より改定となる健康保険料率についてお知らせします。また、近年注目を集めるジョブ型雇用にも関係する「職務給」について、導入の手引きが厚生労働省よりリリースされましたのでご紹介します。

## 職務給の導入に関する資料が厚生労働省からリリースされました

社労士法人ミナジン

近年、働き方やキャリアに対する考え方の変化や、仕事と報酬の関係性の見直しなどを背景として、職務給に対する注目が高まっています。

本手引きでは、職務給を「基本給における『役割・職務の重要度』に基づいて決定される部分」ととらえています。職務給というと、これまで企業が採用してこなかった特別な賃金体系と思われがちですが、今回行った調査では、すでに多くの企業が多様な形態の職務給を導入していることが分かりました。

企業が職務給の導入を考えるにあたっては、導入の具体的な手順や職務給の制度の詳細を知るだけでなく職務給がどのような導入状況にあるのかを知る必要があります。

そこで本手引きでは下記1~4について紹介されています。

- 1.職務給を導入している企業の特徴
- 2.企業・社員が感じている職務給のメリット
- 3.企業による職務給を導入するにあたっての取組み・工夫
- 4.職務給の課題

職務給には、例えば以下のようなメリットがあります。

会社のメリット	社員のメリット
<ul style="list-style-type: none"><li>● 社員に求める役割・職務の内容が明確になる</li><li>● 仕事に応じた賃金を支払うことができる</li><li>● 人材の確保・定着につながる</li><li>● 社員の仕事に対する意欲が高まる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● より高度な役割・職務に挑戦したくなる</li><li>● 担当する役割・職務に関わる能力を高めたくなる</li><li>● 給与の決めり方に対する納得感が高まる</li><li>● 担当する役割・職務に対する責任感が高まる</li></ul>

職務給の導入に向けた手引き  
日本における職務給の現状を理解しよう

- 1.職務給を導入している企業の特徴
- 2.企業・社員が感じている職務給のメリット
- 3.企業による職務給を導入するにあたっての取組み・工夫
- 4.職務給の課題

職務給には、例えば以下のようなメリットがあります

企業	社員
社員に求める役割・職務の内容が明確になる 仕事に応じた賃金を支払うことができる 人材の確保・定着につながる 社員の仕事に対する意欲が高まる	より高度な役割・職務に挑戦したくなる 担当する役割・職務に関わる能力を高めたくなる 給与の決めり方に対する納得感が高まる 担当する役割・職務に対する責任感が高まる

[職務給の導入に向けた手引き](#)

# 協会けんぽから令和7年度の健康保険料率が公表されました

協会けんぽから、令和7年度の都道府県単位健康保険料率が発表されました。令和7年度の健康保険料率は大分県を除く46都道府県で変更が発生し、引下げが18都道府県、引上げが28府県となっています。介護保険料率は、全国一律で令和6年度の1.60%から0.01%引下げとなり、令和7年度は1.59%となります。令和7年3月分（4月納付分）から適用されます。

※引上げ：↑ 引下げ：↓

都道府県	令和7年度	引上げ・引下げ	令和6年度	都道府県	令和7年度	引上げ・引下げ	令和6年度
北海道	10.31%	↑	10.21%	滋賀県	9.97%	↑	9.89%
青森県	9.85%	↑	9.49%	京都府	10.03%	↓	10.13%
岩手県	9.62%	↓	9.63%	大阪府	10.24%	↓	10.34%
宮城県	10.11%	↑	10.01%	兵庫県	10.16%	↓	10.18%
秋田県	10.01%	↑	9.85%	奈良県	10.02%	↓	10.22%
山形県	9.75%	↓	9.84%	和歌山県	10.19%	↑	10.00%
福島県	9.62%	↑	9.59%	鳥取県	9.93%	↑	9.68%
茨城県	9.67%	↑	9.66%	島根県	9.94%	↑	9.92%
栃木県	9.82%	↑	9.79%	岡山県	10.17%	↑	10.02%
群馬県	9.77%	↓	9.81%	広島県	9.97%	↑	9.95%
埼玉県	9.76%	↓	9.78%	山口県	10.36%	↑	10.20%
千葉県	9.79%	↑	9.77%	徳島県	10.47%	↑	10.19%
東京都	9.91%	↓	9.98%	香川県	10.21%	↓	10.33%
神奈川県	9.92%	↓	10.02%	愛媛県	10.18%	↑	10.03%
新潟県	9.55%	↑	9.35%	高知県	10.13%	↑	9.89%
富山県	9.65%	↑	9.62%	福岡県	10.31%	↓	10.35%
石川県	9.88%	↓	9.94%	佐賀県	10.78%	↑	10.42%
福井県	9.94%	↓	10.07%	長崎県	10.41%	↑	10.17%
山梨県	9.89%	↓	9.94%	熊本県	10.12%	↓	10.30%
長野県	9.69%	↑	9.55%	大分県	10.25%	→	10.25%
岐阜県	9.93%	↑	9.91%	宮崎県	10.09%	↑	9.85%
静岡県	9.80%	↓	9.85%	鹿児島県	10.31%	↑	10.13%
愛知県	10.03%	↑	10.02%	沖縄県	9.44%	↓	9.52%
三重県	9.99%	↑	9.94%				

※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、これに全国一律の介護保険料率（1.59%）が加わります。

各都道府県の保険料額表は下記のURLよりDLできます。

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3150/r07/r7ryougakuhyou3gatukara/>

**MINAGINE NEWS LETTER**

発行：社会保険労務士法人ミナジン／株式会社ミナジン

[Mail] [info@sr-minagine.jp](mailto:info@sr-minagine.jp) [Web] <https://sr-minagine.jp/>